

安全衛生推進者能力向上教育ご案内

当連合会では、労働安全衛生法第19条の2に基づく安全衛生推進者の能力向上を図ることを目的とする標記講習会を下記日程により開催いたしますので、多数ご参加下さいますようご案内申し上げます。

労働安全衛生法抜粋

(安全管理者等に対する教育等) 第19条の2

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他の労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらの機会を与えるように努めなければならない。

記

1. 日 時 令和5年9月1日(金) 8:30~17:00
2. 場 所 高知県立地域職業訓練センター (高知市布師田3992-4)
3. 講習科目 *安全衛生管理の進め方 *危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等
*安全衛生教育 *関係法令
4. 対象者 *安全衛生推進者養成講習修了者で、その後能力向上教育を受講していない者
*上記以外で受講を希望される方
5. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
各地区協会員	7,700円(本体7,000円+税)	2,420円	10,120円
一般	9,900円(本体9,000円+税)	(本体2,200円+税)	12,320円

*テキストは当日渡しとなります。テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。

6. 定 員 24名(定員になり次第締め切ります)

7. 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX等でお申込み下さい。講習会開催日の約2週間前を目途に受講票と振込用紙(高知銀行でご利用の場合のみ振込手数料は無料です)を送付いたします。受講料等は講習会開催日の1週間前までにお振込下さいますようお願いいたします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込して下さい。

<振込先> 高知銀行東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

8. 受講取消・受講者変更

令和5年8月30日(水)午後4時までに当連合会へご連絡下さい。ご連絡があった場合に限り受講取消をいたします。指定日時以降の取消、講習会当日欠席の場合は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできませんので、予めご了承下さい。

受講取消・・・受講料等を現金または銀行振込にて返金(振込の場合は振込手数料を差し引いて返金)いたします。
テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承下さい。

受講者変更の場合には、令和5年8月31日(木)午後4時までにご連絡下さい。以後の変更はできません。

9. その他

- ・当連合会発行の「安全・衛生研修修了証」をお持ちの方は、講習会当日ご持参下さい。
- ・講習会場は駐車台数に限りがありますので、同事業所の方はできるだけ相乗り等でご来場下さいますようお願いいたします。

◆申込・問い合わせ先◆ 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 ヌポ NOR1 階 TEL 088-861-5566 FAX 088-861-5567